

平成27年第3回 飯塚市議会会議録第2号

平成27年5月25日（月曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第2日 5月25日（月曜日）

第1 総務委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第92号 土地の処分（菰田中学校跡地）
- 2 議案第93号 専決処分の承認（飯塚市税条例等の一部を改正する条例）

第2 厚生委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第91号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例
- 2 議案第94号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）

第3 選挙第6号 ふくおか県央環境施設組合議会議員の選挙

第4 報告事項の説明、質疑

- 1 報告第5号 専決処分の報告（市営住宅の管理上必要な和解の申立て）

第5 署名議員の指名

第6 閉会

○会議に付した事件

第1 総務委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第92号 土地の処分（菰田中学校跡地）
- 2 議案第93号 専決処分の承認（飯塚市税条例等の一部を改正する条例）

第2 厚生委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第91号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例
- 2 議案第94号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）

第3 選挙第6号 ふくおか県央環境施設組合議会議員の選挙

第4 議会運営委員会の閉会中の継続審査事件について

第5 各常任委員会の閉会中の継続審査事件について

第6 報告事項の説明、質疑

- 1 報告第5号 専決処分の報告（市営住宅の管理上必要な和解の申立て）

第7 署名議員の指名

第8 閉会

○議長（鯉川信二）

これより本会議を開きます。

総務委員会に付託していましたが「議案第92号」及び「議案第93号」、以上2件を一括議題といたします。総務委員長の報告を求めます。22番 城丸秀高議員。

○22番（城丸秀高）

総務委員会に付託を受けました議案2件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第92号 土地の処分（菰田中学校跡地）」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今回の土地の処分にあたり、菰田地域の住民に対してどのような説明を行ったのかということについては、地元自治会長に対し市の都市計画に位置づけられる第一種居住地域に適応した形で、まちづくりに支障のない民間業者等に売却する旨の説明をしているという答弁であります。

次に、今回、転売を制限するような特約は設けていないが、菰田の地域振興、環境保全のためにも、都市計画用途に基づいた土地の使用をするよう、市として相手方にきちんと伝えておく必要があるのではないのかということについては、今後の事業計画等も示されており、都市計画用途に基づいた使用がなされるであろうが、地域の理解を得ながら事業を進めるよう伝えなければならないと考えているという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第93号 専決処分の承認（飯塚市税条例等の一部を改正する条例）」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今回の改正による市民への影響はどの程度あるのかということについては、軽自動車のグリーン化特例の導入及び二輪車に係る税率引き上げ時期の1年間延長による減税額が約1150万円、わがまち特例サービス付き高齢者向け賃貸住宅の減税措置による減税額が約710万円と試算しているという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については、承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（鯉川信二）

総務委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。ただいまの総務委員長報告にありました、議案第92号並びに第93号について、賛成の立場から討論を行います。

議案第92号は飯塚第一中学校への統合により廃校となった菰田中学校の跡地、1万8590平方メートルを、公募価格2250万円の約5倍にあたる1億2260万円で、嘉麻市下臼井で障がい者のための施設を運営する「社会福祉法人 翼会」の理事長に売却する土地処分であります。

市の説明によると、公共施設等のあり方に関する第2次実施計画に基づくものであり、行財政改革推進課が担当し、2年前の平成25年12月、菰田地区自治会長会において、まちづくりに支障のない民間事業者に売却すると述べて、第1種の居住地域としてどういう条件のものが建つのかという一覧表も渡したとのことであります。つまり、菰田地域のまちづくりに支障がないようにすると地元で約束したわけでありまして。

今回の土地売却の相手方からは、飯塚市に対して、地元自治会といろいろ協調しながら進めていきたいとの申し出があったが、飯塚市の側からは、まちづくりに支障がないようにすると地元に約束の内容は、詳しくは伝えていないとの説明であります。

また、今回の土地売却には転売制限期間の定めもなく、契約上はいつ転売しても構わないことになっています。飯塚市には、10トンダンプの通行などにより平穏な生活が脅かされてきた明星寺地区、コンクリートを粉砕し、まるでボタ山のように積み上げて、地域

住民に大変な迷惑がかかっている潤野地区の例もあり、特に明星寺地区の問題では、飯塚市は痛切な教訓を得たはずであります。

齊藤市長は総務委員会で、私の質問に対し、土地の売却相手には、地域の理解を得ながら事業を進めるように伝えなければならないという内容の答弁をされました。飯塚市には、今回の菰田中学校跡地の売却によって、想定外のことになって、地域の平穏な生活が脅かされることのないようにする責任があり、まちづくりに支障がないようにするという約束が、いつの間にか反故になっていたということでは許されません。今回の地元自治会に対する約束内容は、齊藤市長が責任を持って土地売却の相手方に伝えるとともに、飯塚市自身が、この社会福祉法人が示した事業計画から外れた行為によって、地域の生活環境が脅かされることのないように、約束を守る責任があります。

次に、議案第93号は住宅ローン減税期間延長、すでに決まっている二輪車の軽自動車税引き上げの1年延期、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の減税措置の設定を主な内容とする市税条例等の一部を改正する専決処分であります。

今回、改正は、消費税の庶民増税と大企業のための法人税減税を前提とした国の地方税法改正に伴うものですが、安倍首相が今後強行しようとしている住民負担増からすれば、焼け石に水とはいえ、住民に利益があるとともに、4月1日の施行に間に合わせるためにやむを得なかったと判断し、認めるものです。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（鯉川信二）

他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第92号 土地の処分(菰田中学校跡地)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第93号 専決処分の承認(飯塚市税条例等の一部を改正する条例)」の委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

厚生委員会に付託していましたが「議案第91号」及び「議案第94号」、以上2件を一括議題といたします。厚生委員長の報告を求めます。16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

厚生委員会に付託を受けました、議案2件について審査した結果を報告いたします。

「議案第91号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査した結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第94号 専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例)」については、執行部から議案書及び資料に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今回のような賦課限度額の引き上げを行う場合、専決処分ではなく、事前に改正の趣旨を論議できるような提案はできないのかということについては、地方税法施行令の改正に伴うもので、国からの通知についても、本年3月31日付であったため、専決処分をせざるを得なかったという答弁であります。

以上のような審査の結果、委員の中から賦課限度額の引き上げには納得できないため本

案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（鯉川信二）

厚生委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

日本共産党の宮嶋つや子です。ただいまの委員長報告のうち議案第94号について反対の立場から討論を行います。

この議案、専決処分になっていますが、飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、国民健康保険税の賦課限度額を最大で4万円引き上げるものです。基礎分を51万から52万円に、後期高齢者支援分を16万円から17万円にそれぞれ1万円引き上げ、介護給付分を14万円から16万円に2万円引き上げるとしています。

市が厚生委員会に提出いたしました試算によりますと、限度額の引き上げの影響が出る世帯は、基礎分が12世帯、支援分が56世帯、介護分が61世帯で、合計で1312万円の負担増となります。限度額の引き上げというのは、収入がふえたから国保税がふえるというわけではありません。4万円ふえる世帯もあるわけで、家計に大きな負担を押しつけるものであり、認められません。

しかも、国の法律が3月31日に改定され、4月1日施行ということで、専決処分で行われています。市民に知らせることもなく、決まったことだからと国の言いなりに押しつけるやり方は改めるべきであります。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（鯉川信二）

他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第91号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第94号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）」の委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することにご賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

3番 瀬戸 光議員から、ふくおか県央環境施設組合議会議員への就任を辞退したい旨の申し出がっております。

これより、「選挙第6号 ふくおか県央環境施設組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、指名推選といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

ふくおか県中央環境施設組合議会議員に、14番 江口 徹議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました、14番 江口 徹議員をふくおか県中央環境施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました、14番 江口 徹議員がふくおか県中央環境施設組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました、14番 江口 徹議員が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。

議会運営委員会から、閉会中の継続審査事件について申し出がっております。

お諮りいたします。「議会運営委員会の閉会中の継続審査事件」についてを、急施事件と認め、この際、日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

「議会運営委員会の閉会中の継続審査事件」についてを議題といたします。

お諮りいたします。「議会の運営について」、「議会の会議規則・委員会に関する条例等について」及び、「議長の諮問について」、以上3件を閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託し、調査期間は、議員の任期満了までといたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

各常任委員会から閉会中の継続審査事件について、申し出がっております。

お諮りいたします。「各常任委員会の閉会中の継続審査事件」についてを、急施事件と認め、この際、日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

「各常任委員会の閉会中の継続審査事件」についてを議題といたします。

お諮りいたします。「所管事務の調査について」を閉会中の継続審査として各常任委員会に付託し、調査期間は、次期定例会までといたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

「報告第5号 専決処分の報告（市営住宅の管理上必要な和解の申立て）」についての報告を求めます。住宅課長。

○住宅課長（町野昌宏）

報告第5号について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市営住宅の管理上必要な和解の申立てをいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告申し上げます。

議案書の29ページをお願いします。事件の概要に記載されております5名のうち3名の者は、住宅使用料を滞納し、過去に和解が成立したにもかかわらず、その和解条項を履行しなかったため、福岡地方裁判所飯塚支部に強制執行を申し立てたところ、滞納使用料

を一部納入し、和解の意志を示しました。

残る2名の者は、住宅使用料を滞納し、契約を解除するに至ってもなお誠意を示さなかったことから、福岡地方裁判所飯塚支部に明け渡し訴訟を提起し、その判決をもって強制執行を申し立てたところ、滞納使用料を一部納入し、和解の意志を示しました。

以上のことにより、飯塚簡易裁判所に和解を申し立てたものです。

なお、報告中にございます過去の和解及び明け渡し訴訟につきましては、和解申し立て及び訴訟提起当時、専決処分を行い、直近の議会において報告済みであります。

今後も引き続き、支払いに誠意を示さない滞納者につきましては、公正・公平性の観点から、厳正に法的措置を行い、適正化に努めてまいります。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○議長（鯉川信二）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

署名議員を指名いたします。3番 瀬戸 光議員、28番 梶原健一議員。

以上をもちまして、本臨時会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして平成27年第3回飯塚市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時20分 閉会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 27名)

1番	鯉川信二	15番	福永隆一
2番	松延隆俊	16番	吉田健一
3番	瀬戸光	17番	秀村長利
4番	勝田靖	19番	藤浦誠一
5番	光根正宣	20番	上野伸五
6番	奥山亮一	21番	田中博文
7番	川上直喜	22番	城丸秀高
8番	宮嶋つや子	23番	古本俊克
9番	兼本芳雄	24番	道祖満
10番	永末雄大	25番	平山悟
11番	守光博正	26番	坂平末雄
12番	田中裕二	27番	森山元昭
13番	佐藤清和	28番	梶原健一
14番	江口徹		

(欠席議員 1名)

18番 明石哲也

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 田代文男

次長 許斐博史

調査担当主査 林利恵

書記 岩熊一昌

議事係長 斎藤浩

書記 淵上憲隆

書記 宮嶋友之

◎ 説明のため出席した者

市長 齊藤守史

公営競技事業所長 井出洋史

副市長 田中秀哲

市民環境部次長 吉原文明

教育長 片峯誠

都市建設部次長 鬼丸力雄

上下水道事業管理者 梶原善充

会計管理者 森田雪

企画調整部長 森口幹男

住宅課長 町野昌宏

総務部長 石田慎二

財務部長 高木宏之

経済部長 伊藤博仁

市民環境部長 大草雅弘

こども・健康部長 田中淳

福祉部長 金子慎輔

都市建設部長 菅成微

上下水道局次長 諫山和敏

教育部長 瓜生守

地域連携都市政策室長 久原美保

企画調整部情報化担当次長 大庭章司

臨時議長

議長

副議長

署名議員 番

署名議員 番